

長野県地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

令和 3 年度修正(案)
(令和 3 年 12 月)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的大雪」という。）時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として</u>、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、<u>計画的・予防的な通行規制を行い</u>、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ケ) 県は、<u>雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 市町村は、<u>雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p>	<p>第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的大雪」という。）時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行う</u>よう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に</u>、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、<u>予防的な通行規制を行い</u>、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</p> <p>((ア)～(ウ)略)</p> <p><u>(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p>	<p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部・警察本部）</p> <p>((ア)～(ウ)略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	国の防災基本計画 に合わせて修正
---	--	---------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】</p> <p>(ウ) <u>市町村は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。</u></p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、<u>計画的・予防的な通行規制区間</u>を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村等は、住民の避難が必要とされる場合には、<u>避難指示等</u>を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u></p>	<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村等は、住民の避難が必要とされる場合には、<u>避難勧告、避難指示</u>を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(新設)</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。</p> <p>(イ) <u>市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。</p> <p>(新設)</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。</p> <p>イ 【鉄道事業者が実施する計画】</p> <p><u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p>	<p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p>	国の防災基本計画 に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【鉄道事業者が実施する計画】</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【鉄道事業者が実施する計画】</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(新設)</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 林野火災<u>対策</u>計画の確立 (1) ~ (2) (略)</p> <p>2 予防対策の実施 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】 ア～イ (略) ウ <u>山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等</u>による巡視</p>	<p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 林野火災<u>消防</u>計画の確立 (1) ~ (2) (略)</p> <p>2 予防対策の実施 (2) 実施計画 【県及び市町村が実施する計画】 ア～イ (略) ウ <u>森林保全巡回指導員及び森林保全推進員</u>による巡視</p>	巡視指導員の廃止による修正